

UR E27（鋼船規則X編4章） 承認プロセスの説明

2025年

日本海事協会 機関部



音声: VOICEVOX Nemo

© 2025 NIPPON KAIJI KYOKAI

UR E27が適用となるコンピュータシステムは以下のとおりです。

UR E27が適用となるコンピュータシステム



推進



投錨及び係留



発電及び分電



火災探知及び消火システム



ビルジ及びバラストシステム、積付計算機



水密性及び浸水検知



照明（例えば、非常灯、低位置、航海灯等）



安全が要求されるシステムであって、当該システムの混乱又は機能障害が船舶の運航にリスクをもたらしうるもの（例えば、緊急停止システム、荷役安全システム、圧力容器安全システム及びガス検知システム等）



条約により要求される**航海設備**



船級規則又は条約により要求される**船内及び船外通信システム**



その他（自動船位保持設備など）

UR E27は、UR E26が適用となる船舶に搭載される場合に適合が必要です。



UR E26が適用となる船舶（2024年7月1日以降の建造契約船）

- ・ 国際航海に従事する旅客船（旅客船に該当する高速旅客船を含む）
- ・ 国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船
- ・ 国際航海に従事する総トン数500トン以上の高速船
- ・ 総トン数500トン以上の海底資源掘削船
- ・ 建設に従事する自航式海洋構造物（すなわち、風力発電設備の設置、保守及び補修、クレーンユニット、ドリリングテンダー、宿泊等にもちいられるもの）

内航船は対象外

では、UR E27に適合するための承認とは何があるでしょうか。
その承認プロセスは大きく2つあります。

承認の種類	説明
I. 使用承認	型式に対する承認 を指します。船舶に搭載する前に、あらかじめ代表的な型式に対してX編4章（UR E27）に規定される審査及び検査を行うことで、個品承認に必要なプロセスの一部が省略されます。
II. 個品承認	製品一つひとつに対する承認 を指す。 X編5章（UR E26）が適用となる船舶に搭載されるコンピュータシステムに対して適用され、製品ごとに承認が必要となります。

使用承認を取得いただいた場合、
個品承認プロセスにおいて、**提出資料の一部及び立会検査の省略**が認められます。

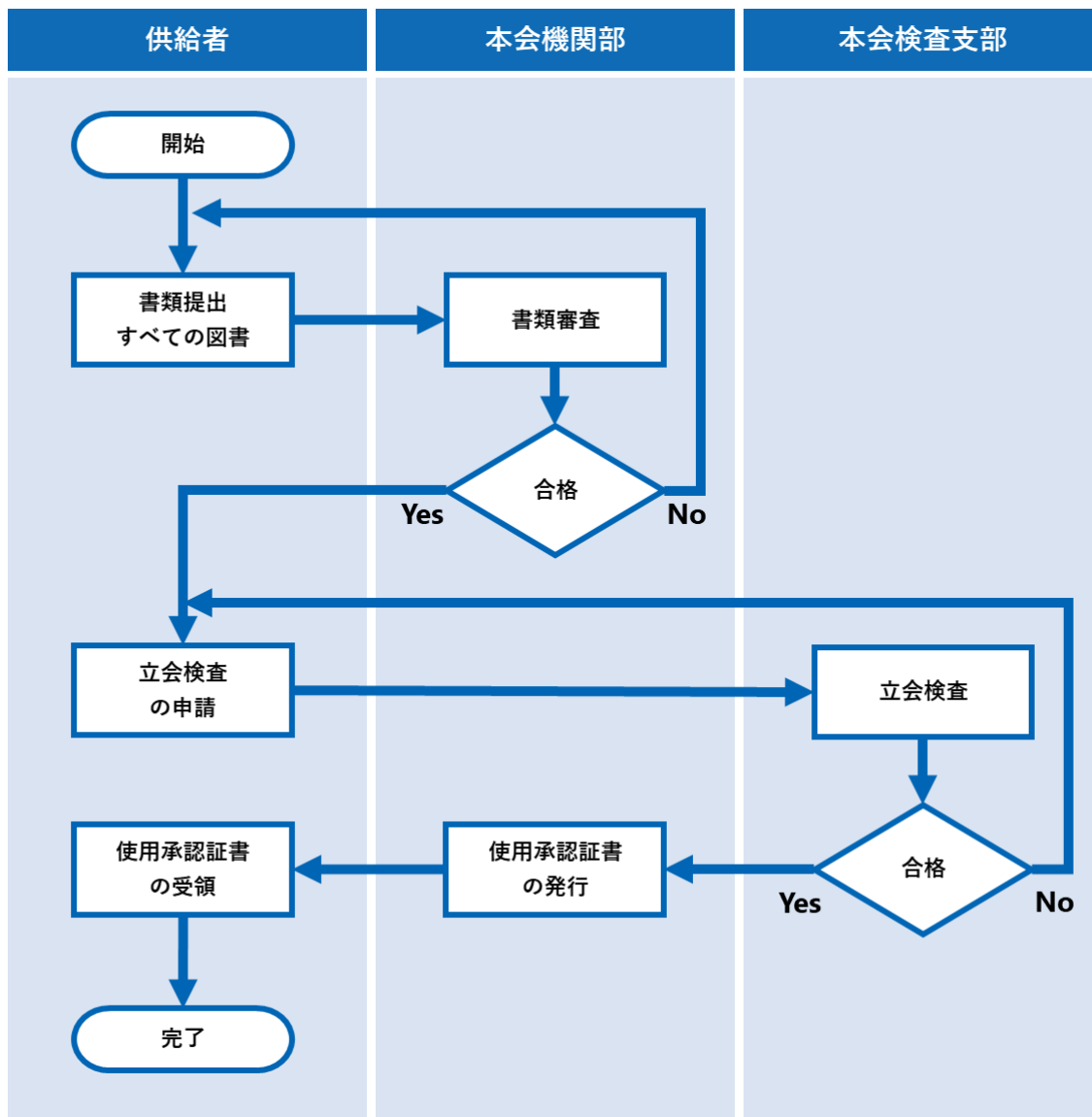
まず、使用承認のプロセスについて説明します。

使用承認は、5年間有効な証明書によって個品承認のプロセスを省略できます。

承認の種類	説明
I. 使用承認	型式に対する承認を指します。船舶に搭載する前に、あらかじめ代表的な型式に対してX編4章（UR E27）に規定される審査及び検査を行うことで、個品承認に必要なプロセスの一部が省略されます。
II. 個品承認	製品一つひとつに対する承認を指す。X編5章（UR E26）が適用となる船舶に搭載されるコンピュータシステムに対して適用され、製品ごとに承認が必要となります。



使用承認プロセス	概要
承認審査	システムに対して、使用承認を新規取得する場合に実施される審査です。
更新審査	使用承認を有するシステムの有効期限を更新する場合に実施される審査です。使用承認の有効期限は5年間であり、有効期限の更新を希望される場合は、この審査を実施する必要があります。
変更審査	使用承認を有するシステムが変更される場合に行われる審査です。



使用承認の承認審査について説明します。
承認審査では、すべての書類審査及び立
会検査が実施されます。



提出書類の一覧

提出書類

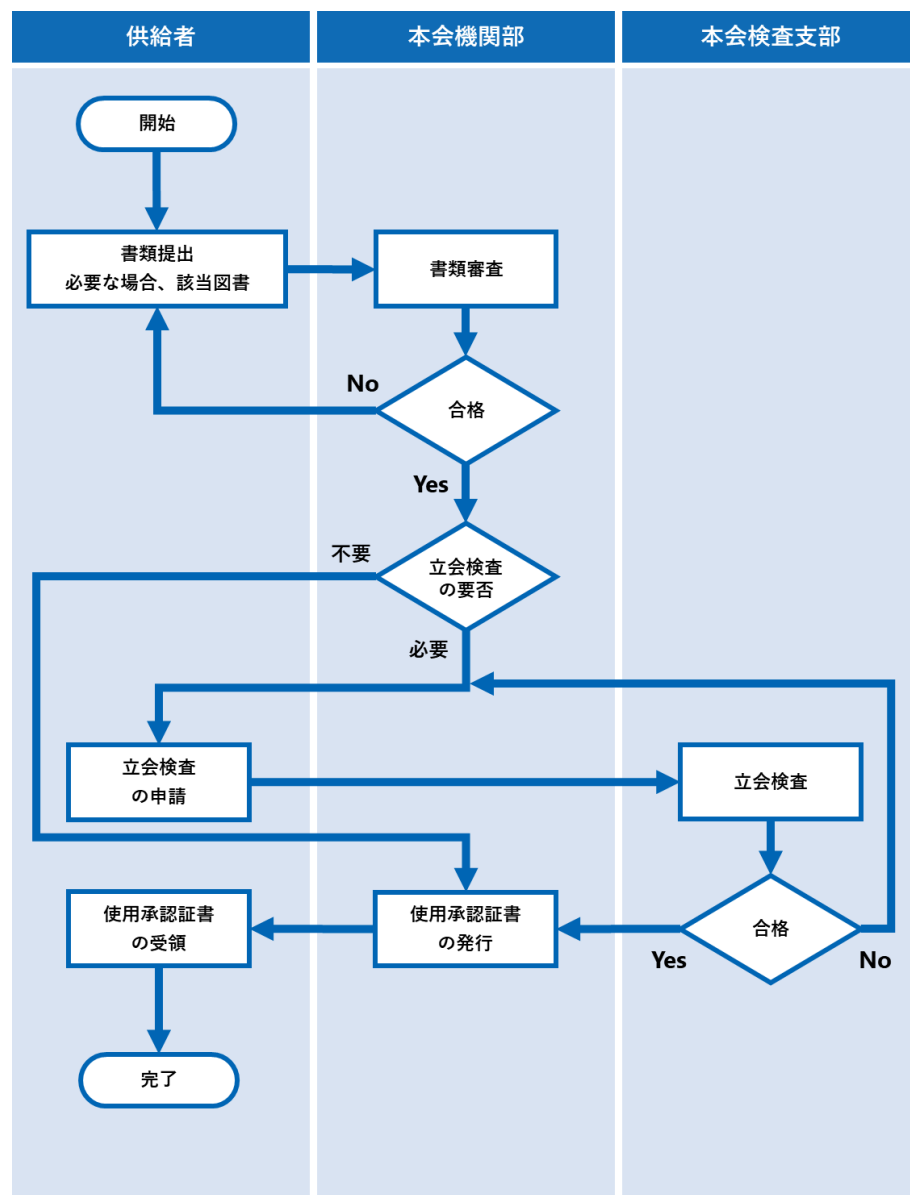
☐ コンピュータ資産インベントリ	☐ セキュア開発ライフサイクル文書
☐ トポロジー図	☐ コンピュータシステムの保守・検証 手順書
☐ セキュリティ機能仕様書	☐ 船主のインシデント対応とリカバ リープランをサポートする情報
☐ セキュリティ機能試験要領書	☐ 変更管理手順書
☐ セキュリティ構成指針	



立会検査の一覧

立会検査

☐ 一般的な検査項目	☐ セキュリティ機能の正確な設定
☐ セキュリティ機能試験	☐ セキュア開発ライフサイクル



使用承認の更新審査又は変更審査では、必要に応じて書類審査及び立会検査が実施されます。

使用承認プロセス	概要
更新審査	使用承認を有するシステムの有効期限を更新する場合に実施される審査です。使用承認の有効期限は5年間であり、有効期限の更新を希望される場合は、この審査を実施する必要があります。
変更審査	使用承認を有するシステムが変更される場合に実施される審査です。



提出書類



立会検査

承認以降に規則が変更になった、システムに変更があった等、必要に応じて要求される

つづいて、個品承認のプロセスを説明します。

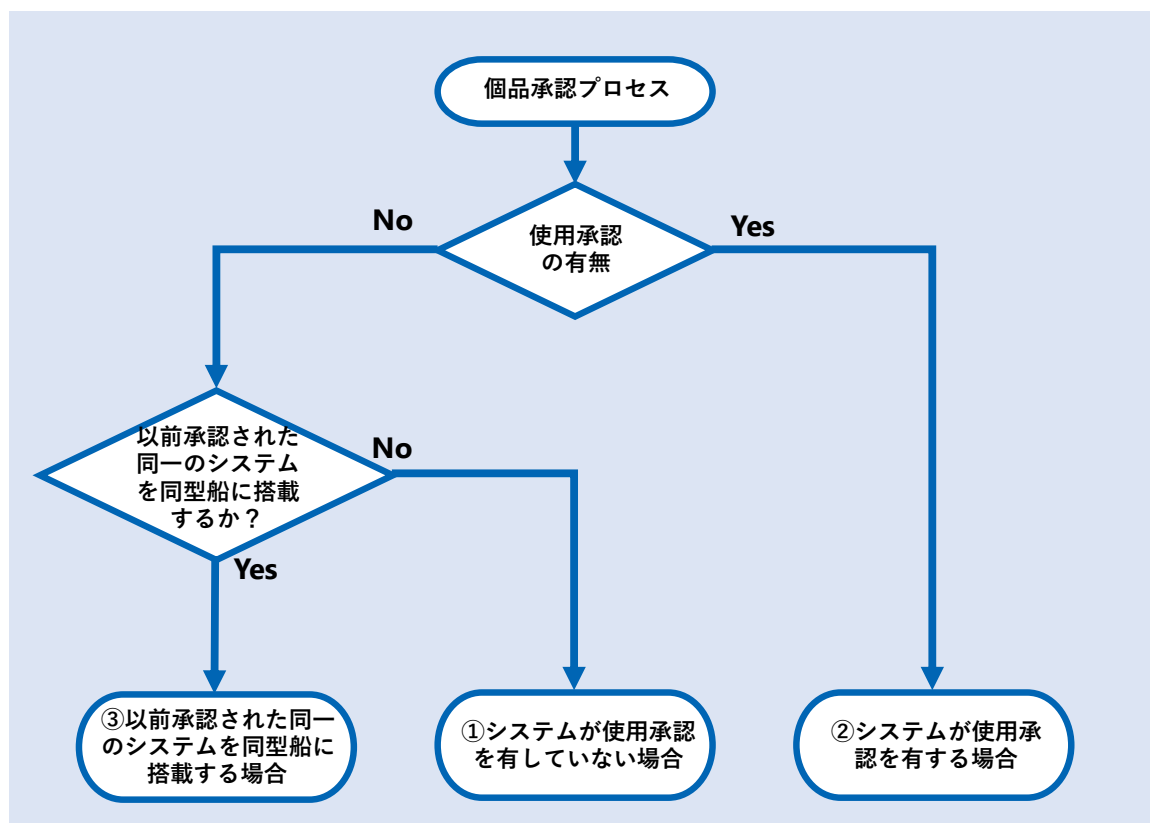
個品承認では、そのプロセスが3パターンあります。

承認の種類	説明
I. 使用承認	型式に対する承認を指します。船舶に搭載する前に、あらかじめ代表的な型式に対してX編4章（UR E27）に規定される審査及び検査を行うことで、個品承認に必要なプロセスの一部が省略されます。
II. 個品承認	製品一つひとつに対する承認を指す。X編5章（UR E26）が適用となる船舶に搭載されるコンピュータシステムに対して適用され、製品ごとに承認が必要となります。



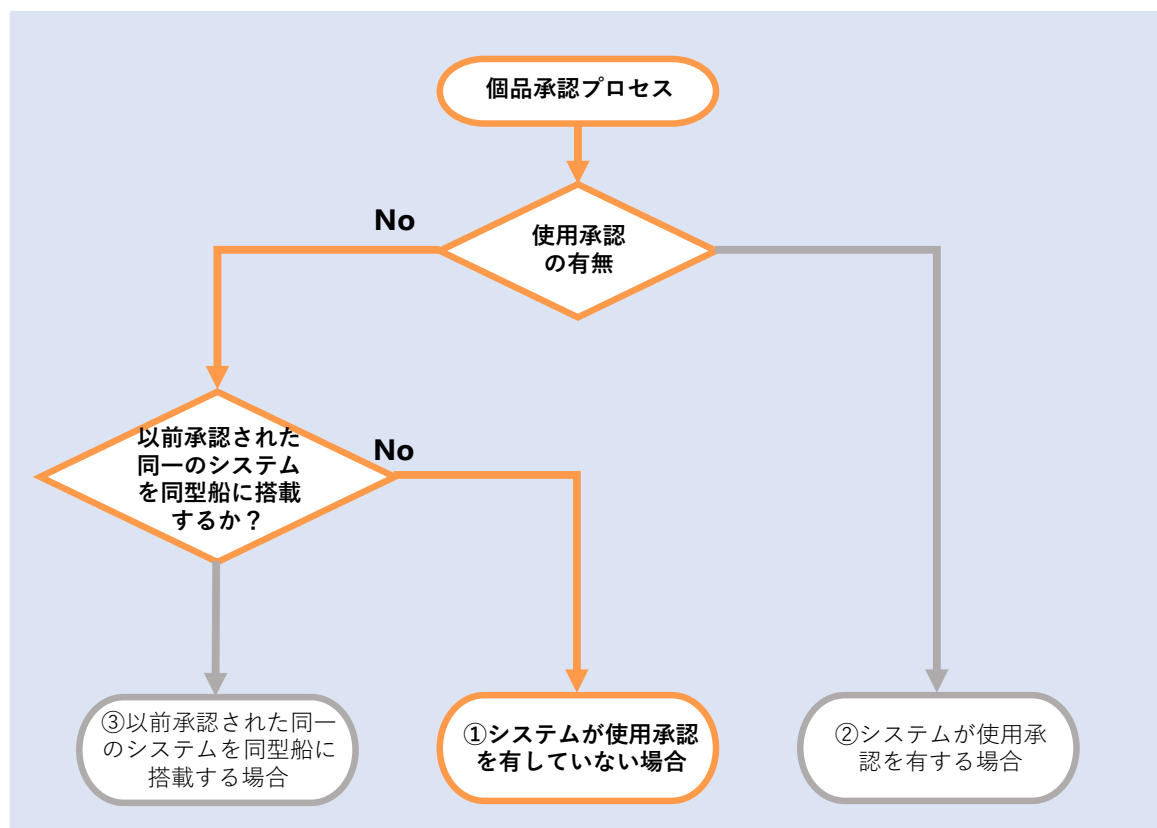
個品承認プロセス	概要
①システムが使用承認を有していない場合	原則として、 すべての書類審査及び立会検査を実施 いただく必要があります。
②システムが使用承認を有する場合	一部の書類審査を省略 することができます。試験結果を提出することで、 立会検査も省略 することができます。
③以前承認された同一のシステムを同型船に搭載する場合	以前承認されたシステムとの差分を比較及び検討した上で、 一部又はすべての書類が流用 できます。

それぞれの個品承認プロセスの違いについて、使用承認の有無や同型船による承認実績の有無によって、書類審査／立会検査が異なります。



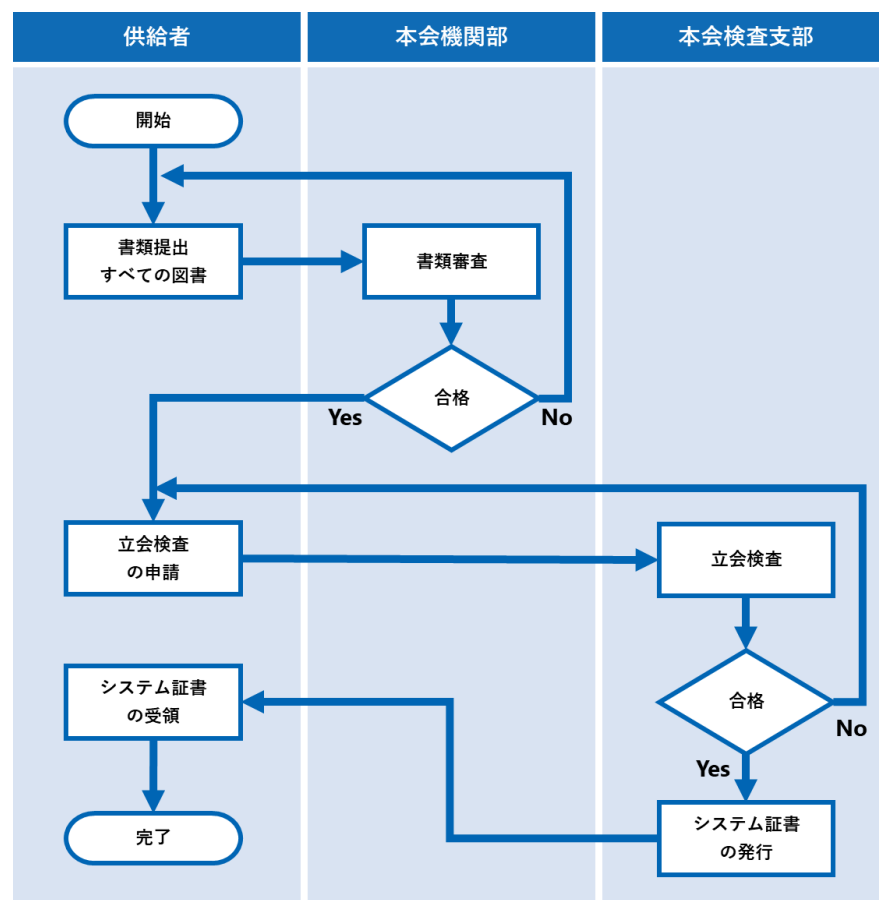
個品承認プロセス	概要
①システムが使用承認を有していない場合	原則として、すべての書類審査及び立会検査を実施いただく必要があります。
②システムが使用承認を有する場合	一部の書類審査を省略することができます。試験結果を提出することで、立会検査も省略することができます。
③以前承認された同一のシステムを同型船に搭載する場合	以前承認されたシステムとの差分を比較及び検討した上で、一部又はすべての書類が流用できます。

システムが使用承認を持っておらず、同型船による承認実績がない場合は、すべての書類審査と立会検査が実施されます。



個品承認プロセス	概要
①システムが使用承認を有していない場合	原則として、 すべての書類審査及び立会検査を実施 いただく必要があります。
②システムが使用承認を有する場合	一部の書類審査を省略することができます。試験結果を提出することで、立会検査も省略することができます。
③以前承認された同一のシステムを同型船に搭載する場合	以前承認されたシステムとの差分を比較及び検討した上で、一部又はすべての書類が流用できます。

システムが使用承認を持っておらず、同型船による承認実績がない場合は、すべての書類審査と立会検査が実施されます。



提出書類の一覧

提出書類

- | | |
|---|--|
| ☐ コンピュータ資産インベントリ | ☐ セキュア開発ライフサイクル文書 |
| ☐ トポロジー図 | ☐ コンピュータシステムの保守・検証手順書 |
| ☐ セキュリティ機能仕様書 | ☐ 船主のインシデント対応とリカバリープランをサポートする情報 |
| ☐ セキュリティ機能試験要領書 | ☐ 変更管理手順書 |
| ☐ セキュリティ構成指針 | |

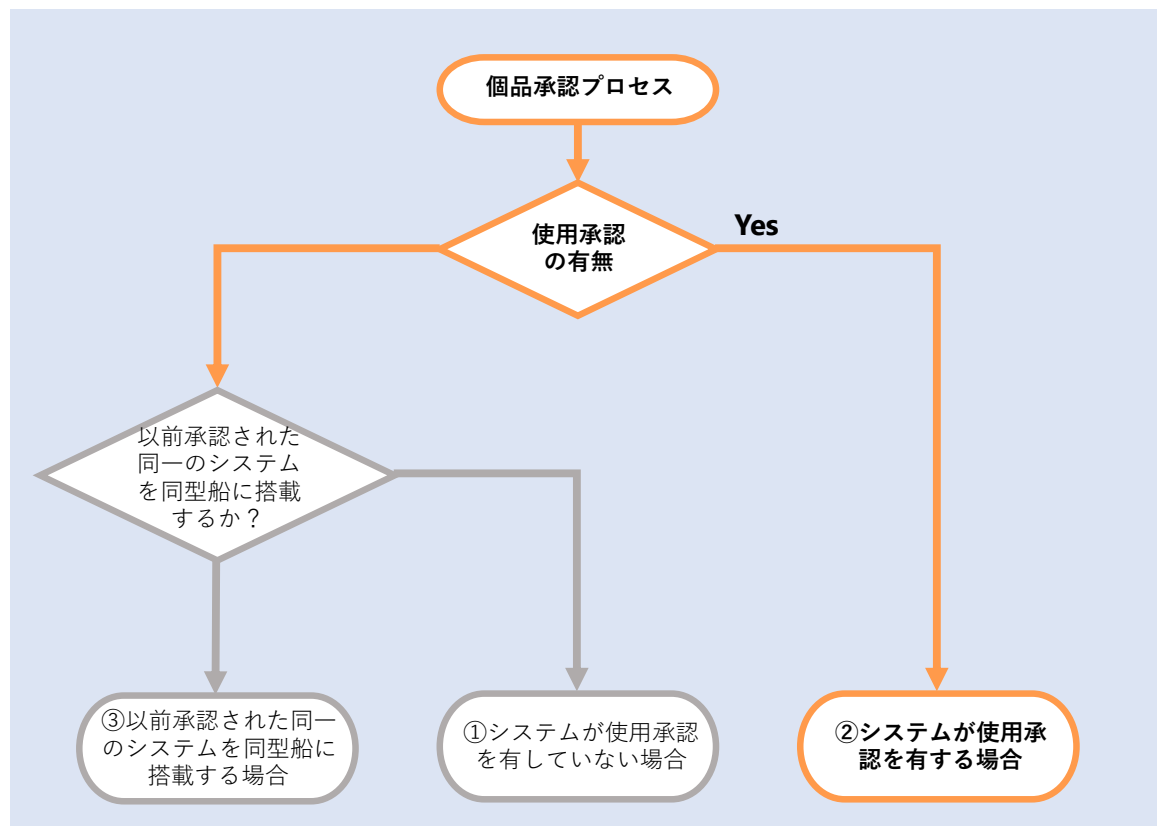


立会検査の一覧

立会検査

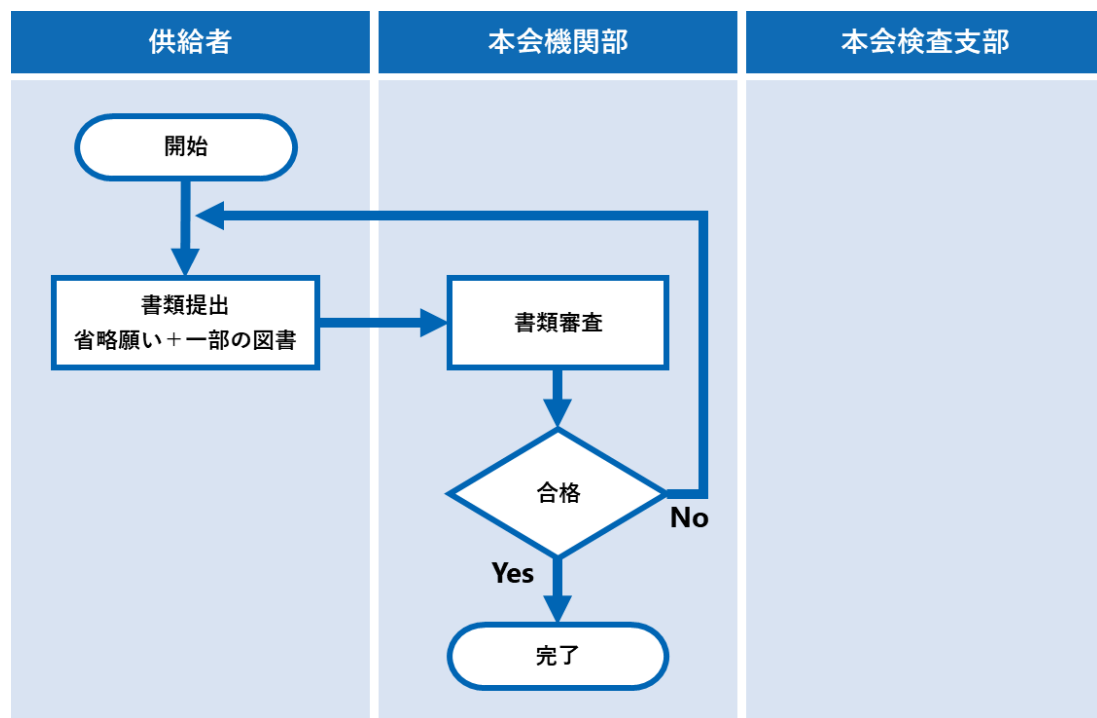
- | | |
|-------------------------------------|---|
| ☐ 一般的な検査項目 | ☐ セキュリティ機能の正確な設定 |
| ☐ セキュリティ機能試験 | ☐ セキュア開発ライフサイクル |

システムが使用承認を持っている場合は、一部の書類審査と立会検査を省略することができます。



個品承認プロセス	概要
①システムが使用承認を有していない場合	原則として、すべての書類審査及び立会検査を実施いただく必要があります。
②システムが使用承認を有する場合	一部の書類審査を省略することができます。試験結果を提出することで、立会検査も省略することができます。
③以前承認された同一のシステムを同型船に搭載する場合	以前承認されたシステムとの差分を比較及び検討した上で、一部又はすべての書類が流用できます。

システムが使用承認を持っている場合は、一部の書類審査と立会検査を省略することができます。



提出書類の一覧

提出書類

- | | |
|---|--|
| ☐ コンピュータ資産インベントリ | ☐ 供給者による試験報告書 |
| ☐ トポロジー図 | ☐ 使用承認による書類審査省略願い |

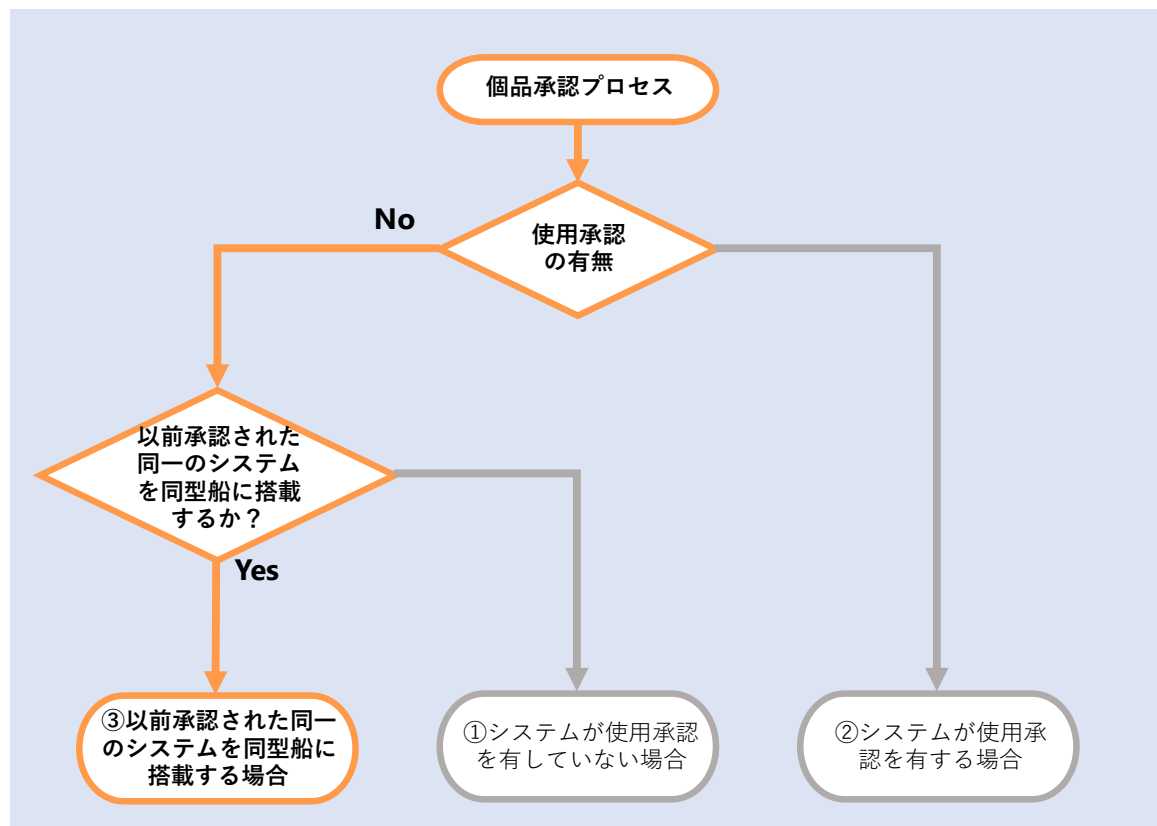


使用承認による書類審査省略願いの詳細

使用承認による書類審査省略願いの詳細

- | | |
|------------------------------------|--|
| ☐ 使用承認証書の写し | ☐ 使用承認品とのソフトウェアのバージョン含む差分のリスト |
|------------------------------------|--|

システムが使用承認を持っておらず、同型船による承認実績がある場合は、承認内容によって、書類審査の一部（又は全て）が流用できます。



個品承認プロセス	概要
①システムが使用承認を有していない場合	原則として、すべての書類審査及び立会検査を実施いただく必要があります。
②システムが使用承認を有する場合	一部の書類審査を省略することができます。試験結果を提出することで、立会検査も省略することができます。
③以前承認された同一のシステムを同型船に搭載する場合	以前承認されたシステムとの差分を比較及び検討した上で、一部又はすべての書類が流用できます。

同型船に対して同じ図面を流用する場合、弊会図面提出システム「NK-PASS」を用いて、以下のような手順で流用して図面をご提出ください。

※詳細は、「NK-PASS」マニュアルの3.7をご覧ください。

通常の図面提出画面で流用

図面提出画面で
オプション選択

図面流用画面から流用

図面流用の
画面からも可能

THANK YOU

for your kind attention